

平成19年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成19年6月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石崎勝三	君
副議長	13	番	萩原瑞子	君
	1	番	小磯節子	君
	2	番	石田安夫	君
	3	番	蛭澤幸一	君
	4	番	野口	圓君
	5	番	藤枝	浩君
	6	番	鈴木裕士	君
	7	番	鈴木貞夫	君
	8	番	西山	猛君
	9	番	村上典男	君
	10	番	石松俊雄	君
	11	番	畑岡	進君
	12	番	海老澤	勝君
	14	番	中澤	猛君
	15	番	上野	登君
	16	番	横倉	きん君
	17	番	町田征久	君
	18	番	大関久義	君
	19	番	市村博之	君
	20	番	野原義昭	君
	21	番	杉山一秀	君
	22	番	柴沼	広君
	23	番	小園江	一三君
	24	番	須藤勝雄	君
	25	番	竹江	浩君
	26	番	常井好美	君
	27	番	海老澤勝男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 4 号

平成 1 9 年 6 月 1 5 日 (金 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 選挙第 9 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

日程第 4 請願陳情について

日程第 5 議案第 68 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 69 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について

- 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について
- 議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第75号 動産購入契約の締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）
- 日程第7 議案第76号 工事請負契約の締結について（友部中学校改築校舎建設工事）
- 追加日程
- 日程第8 委員会提出議案第3号 公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 選挙第9号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について
- 議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第75号 動産購入契約の締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）
- 日程第7 議案第76号 工事請負契約の締結について（友部中学校改築校舎建設工事）
- 追加日程
- 日程第8 委員会提出議案第3号 公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書について

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は9番村上典男君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員は、お手元に配付した資料のとおりであります。

なお、執行部から追加議案が2件提出されましたので、お手元に配付しております。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりとしたいと思えます。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を続けます。

10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1問目は、笠間市の地域医療体制についてであります。

1985年に制度化されました地域医療計画制度により、都道府県の医療計画は人口数十万人規模で設定された医療圏の病床数を中心に医療機関に対して目標を示しておりました。しかし、昨年の6月の医療法改正により、これからはがん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病の4疾患で、拠点病院となる病院と診療所の連携体制を個別具体的な病名で記し、診療の具

体的な数値目標を明示する。また、医師不足が深刻な救急、災害、へき地、周産期、小児の五つの医療分野については医師の確保対策も含めて数値目標を定めるなど、住民患者の視点を重視した5年ごとのより具体的な計画に変わることになりました。よって、茨城県でも2008年からの医療制度改革に向け、各地域の医療体制を定める医療計画、がん対策法に基づく地域のがん対策推進基本計画、療養病床の削減を盛り込んだ医療費適正化計画を策定しなければなりません。

茨城県の保健医療計画を見ますと、笠間市は水戸市などとともに水戸保健医療圏に入っておりますが、笠間市は救急医療2次病院であり地域の中核病院でもある県立中央病院を抱えるという、水戸保健医療圏の中でも恵まれた条件にあります。

そこで質問をさせていただきます。笠間市総合計画の基本計画には、医療体制の充実として、県立中央病院など医療機関、医師会との連携強化ということが書かれておりますが、具体的にはどのように進められているのでしょうか。また、救急医療体制も三位一体の改革により、2次救急医療までが市町村の責務となりました。

笠間市の救急医療体制の現状は昨日の横倉議員への消防長の答弁で概略わかりましたので、救急利用状況から言える問題点があれば、その解決に向けた考えも含めてお聞かせをいただきたいと思っております。あわせて、小児救急の現状と小児医療や周産期医療の不足に伴う笠間市への影響と市の対策についてもお教えいただきたいと思っております。

次に、2問目として、市立病院のあり方に関する検討委員会についてお伺いいたします。

総務省によりますと、全国の病院のうち約1割が自治体の公営企業が設置する病院で、そのうち8割以上が累積赤字を抱えており、平成19年度中に全国の自治体病院の累積欠損金は2兆円を超えるだろうといわれております。自治体病院の閉院や民間移譲のほか、医師不足で産科や小児科などの診療を減らしたり、診療所へ縮小するという例が相次いでおりますが、総務省の公企業経営等のアドバイザーによりますと、地域医療圏で見ると、各病院の選択と集中に任せるだけではなくて、住民の医療ニーズとミスマッチが発生しており、自治体病院の使命は、このミスマッチを健全経営のもとで解消することが第一であるといわれております。つまり、自治体病院改革に必要な視点は、その地域の医療にとって何が必要かを考え、その病院だけですべてを担おうとせず、ほかの医療機関との連携も考えながら、どのような地域医療を担っていくべきかを再定義する必要があるということでもあります。市立病院のあり方も、そういう視点を持って検討しなければなりません。

そこで市長にお伺いをいたします。

有識者、医療関係者、市民などの民間8人で構成される外部委員会を設置して、来年3月までに市立病院のあり方を検討すると、今議会の初日に言われましたが、笠間市の地域医療に果たしている市立病院の役割をどのように評価され、この外部委員会にどのような議論を求められるのでしょうか。また、委員会の構成について、利用者、患者の代表及び議会の代表が入るのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

3問目は、保育料無料化と幼保一体化についてであります。先日の新聞に1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が6年ぶりに上昇し、1.32となったと報道されておりました。しかし、厚生労働省は、景気回復に伴う雇用改善で結婚や出産が増加したことが背景にあって、長期的な少子化傾向は変わっていないと分析しております。国の社会保障給付費全体に占める高齢者関係の給付費用は、全体の約70%にのぼる一方で、保育所運営費や児童手当、児童扶養手当など、児童家族関係給付費の割合は4%程度しかありません。年金受給者の増大や老人医療費や介護給付費の増大で高齢者関係給付費が増大するのはやむを得ないとしても、ヨーロッパ諸国の社会保障給付の対象者別構成割合を見ますと、日本は高齢者給付に偏っているということが言えます。少子化の流れを変えるためにも大きな比重を占めている高齢者関係給付を見直して、これを支える若い世代や将来世代の負担増を抑え、少子化社会対策に関する施策を充実させる必要があるのではないのでしょうか。

そうした状況を踏まえ、自民党文部科学部会幼児研究委員会が、保護者の所得に関係なく質の高い幼児教育の機会を保障することは少子化対策からも有効として、幼稚園、保育園の標準的な保育料を公費負担することを提唱しました。その提唱に基づいて、教育再生会議の第二次報告でも、国、地方自治体は幼児教育の将来の無償化について、歳入改革とあわせて財源制度等の問題を総合的に検討しつつも、当面、就学前教育についての保護者負担を軽減し、幼児教育を振興すると書かれております。市長はこのことをどのように評価されるのでしょうか。そして、笠間市としても保育料の無料化あるいは第2子以降か第3子以降の無料化を実施してはどうかと考えますが、もし実施した場合費用はどれくらいかかるのか、市長は実施をする検討はないかどうかをお尋ねいたします。

また、教育再生会議の第二次報告には、国、地方自治体は、地域の子育て支援の機能を持つ認定こども園制度を積極的に推進すると書かれております。これも、笠間市総合計画の基本計画を見ますと、幼稚園と保育所との連携や一元化に向けた検討を行う、あるいは認定こども園の支援の検討などが書かれておりますが、具体的にいつからどういう検討をされるのかお尋ねをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えをいたします。

市立病院の役割の評価についてでございますが、地域医療に果たしている役割としては、市立病院については、国民健康保険の直接診療病院という位置づけの中で在宅診療を進めるなど、安心して市民に受診していただける病院として評価はしております。

また、病院のあり方検討委員会には、行財政改革の一環として、今後想定される国の医療制度改革における地域医療のあり方など、市立病院を取り巻く状況や地域における病院

機能を十分勘案した上で、経営形態の見直し等について検討していただき、今後のあり方を決めていく上での参考とするための提言を受けたいと考えております。

次に、検討委員会の構成についてのご質問でございますが、市立病院の経営状況はもとより、患者の受療動向や市民に対する市内の医師数やベット数などあらゆる角度から検討をいただくため、設置要綱に基づいて8名の委員を選任をさせていただきます。専門知識を有するドクター、市外の医院と市内の医師会の方へお願いをさせていただきました。さらに、市民代表についても2名ほど選任をさせていただいたところでございます。

次に、幼稚園、保育所の無償化についてでございますが、本年6月1日にまとめられました教育再生会議の第二次報告によりますと、国及び地方自治体は、幼児教育の将来の無償化について財源、制度の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担を軽減し幼児教育を振興するという提言をしております。

また、議員おっしゃるとおり、自民党の幼児教育小委員会は、家庭の教育や子育てを基盤としつつ、保護者の所得に関係なく、すべての3歳から5歳児に幼稚園保育所での質の高い幼児教育を受ける機会を保障することは少子化対策からも有効として、幼稚園保育所の標準的な経費を公費負担することが重要であるとしております。ただ、一方で財源については税制の抜本改革にあわせて確保することとしていること、また、国と地方の負担のあり方、無償化する仕組みの検討や無償化と公立、私立幼稚園のあり方、あるいはどのような形で公費負担を加えるかをさらに検討した上で、その実現を目指すということになっております。

私としては、現段階ではこういう財源問題、いろいろな課題がございますし、具体的なさらに踏み込んだ制度が示されていない中では、評価というものは申し上げられません。

次に、笠間市としても保育料の無償化もしくは一部無償化を考えていないかということでございますが、現在においては考えておりません。ただ、また、もし無償化をした場合に費用はどれくらいになるかとの質問については、無償化とは別に、費用のことについては詳細について福祉部長から答弁をさせます。

次に、幼稚園と保育所との一元化へ向けた検討でございますが、幼保一元化、いわゆる認定こども園制度への検討です。国は就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を成立させ、昨年6月15日に公布をいたしました。

これに伴い、認定こども園制度は同年10月1日から施行されることになったわけでございます。認定こども園は、保護者が就労している、いないにかかわらず、就学前の子供に教育や保育を一体的に提供する機能を持った施設であります。この制度はまだスタートしたばかりです。県内外の民間施設による認定こども園の普及状況を見極め、現在の総合計画、基本計画、これは基本計画は5年でございますが、に基づいて、幼稚園保育所の公立施設におけるメリット、デメリット、運営形態などについて検討し、幼保一元化に向け、時代に即した幼稚園、保育所のサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

県立中央病院などの医療機関、医師会との連携強化ということでございますが、県立中央病院につきましては、水戸保健医療圏内の災害拠点病院の指定病院として、保険年金課で実施しております人間ドック、脳ドックの受入病院として連携を図っているところでございます。また、笠間市医師会、市立病院については、市民の皆様が安全・安心で暮らせるよう、乳幼児から高齢者まで、すべての世代にわたっての疾病の予防体制と保健体制を確立し、また、嘱託医として各種健診や保健指導、休日救急診療当番医療業務の協力を得ながら保健業務に関する支援体制を推進し、市保健センターと笠間市医師会、市立病院との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、小児救急の現状と小児医療、周産期医療の不足に伴う影響でございますが、県内の小児科医数は、人口10万人単位で全国比較しますと7.5と、全国最下位の状況であります。小児科の医者数の絶対数が不足しているために、県内の小児救急体制の整備が進まないという現状になっております。

市としましては、近隣の水戸保健センターや県立こども病院の協力を得、小児救急医療体制づくりに努めてまいりたいと考えております。また、周産期医療でございますが、妊娠・出産の安全の確保には、妊娠中の健康管理が大きく影響するところでございます。市保健センターとしては効果的な母子保健指導や相談等に対応してまいります。妊婦の受診については、かかりつけの医師及び水戸済生会総合病院、いわゆる茨城県周産期センターで対応していただきたいというふうに考えております。

また、平成20年4月の医療制度改革にあわせまして、第5次茨城県保健医療計画、がん対策推進基本計画、医療費適正計画の作成を茨城県で進めております。

本市におきましては、笠間市総合計画、基本計画や県の施策や計画に基づきまして、健康づくりの推進、予防対策の推進等、各種事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

〔消防長 吉井勝蔵君登壇〕

消防長（吉井勝蔵君） 10番石松議員のご質問にお答えします。

笠間市救急医療体制の現状と課題について、救急医療の利用状況から言える問題点とその解決に向けた考えを述べさせていただきます。

少子高齢化社会の到来、核家族等により消防の救急に対する需用が年々高まってきており、昨年の救急件数は2,709件で、増加の傾向にあります。消防業務の中で最も重要なものが救急活動でございます。消防本部では、これらに対応するため、救急隊が5隊、救命士16人、救急隊員60人を配置して運用しております。救急現場における救急処置の内容に

ついても、メディカルコントロール体制下のもと、救急活動に対する事後検証、気管挿管や薬剤投与等、救命士の処置拡大が進んでおり、現在、気管挿管資格救命士が3名、薬剤投与資格救命士2名を配置してございます。

次に医療機関であります。市内には救急告示病院が3病院、協力病院が1病院でございます。また、隣接市町村の水戸市、石岡市、桜川市には救急告示病院が13病院ありまして、主に市内、市外のこれらの病院に救急患者を搬送している現状であります。

次に、課題でございますが、全国的に小児科が少ないことから搬送先がなかなか見つからないということがございますが、当消防本部では主に県立こども病院に搬送し対応しております。また、夜間においての傷病者についても、病院の受け入れが専門外等のため搬送を断られ、病院収容までの時間がかかってしまうことがあります。これらの問題点につきましては、病院側との話し合いの中で、一層の協力をお願いしながら改善していきたいと思っております。また、4月1日には、県立中央病院においては救急受入体制について、重症患者受入体制の充実を目的に、国の基準を満たしたICUの設置を計画し、地域住民のニーズにこたえるよう進めているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君が着席いたしました。

福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 命によりまして、10番石松議員のご質問にお答えをいたしません。

本年4月現在の保育所措置児数につきましては1,012名でございます。そのうち、公立保育所が401人、民間保育所が611人でございます。第2子以降の措置児数でございますけれども、223人が該当してございまして、第2子が209人、第3子が14人でございます。費用にいたしまして月額で約220万円でございます。年間で2,640万円となるものでございます。全体では2億3,114万1,000円として、当初予算に計上しているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） ありがとうございます。

順番もちょっと、答弁の順番がくるっておりますので整理をするのが大変なのですがけれども、順を追って再質問をさせていただきます。

一つは、笠間市の地域医療体制についてです。県立中央病院あるいは市内の各診療所といますか、クリニックの皆さん、先生方、病院との連携というお話は、例えば人間ドックだとか脳ドックだとか、そういうことでもお世話になっているという、そういうたぐいのお話は今ほどお聞きをしたわけですがけれども、実は医療改革の背景の中には、既にご承

知のことだとは思いますが、非常に医療給付費が増大している、2025年には56兆円を超すという大きな問題が背景にあります。そういう医療給付費の財政破たんをどうやって回避していくのかというのが言わば国会の中で議論されており、政府が提案している医療改正の目的であるわけです。

ですから、今度行われます医療改革の中では住民が適切な医療を選べる環境の整備ということと同時に、医療費のむだを抑制していくという二つの目的があるだろうというふうに、執行部の皆さんはご承知のことであろうと思いますけれども、そういう二つの目的があって、県では地域医療計画やがん対策推進基本計画あるいは医療費適正化計画という三つの計画がつくられるわけです。

特に、地域医療計画では医療機関の機能分担だとか統廃合ということも含まれておりますし、そういう意味でいうと、直接市民に影響してくる問題だというふうに私は思います。

それから、医療費適正化計画の方も、慢性期の高齢者が長期入院をしております療養病床、これを具体的に削減目標を立てて、地域の高齢化率などの実情に応じて決めていくというふうに政府は言っているわけですが、ただ、退院しなければいけない患者さんを受け入れる体制がどうなのか、そういう老人保健医療施設が整備されているのか、あるいは在宅医療で大丈夫なのか、介護の地域の体制は整っているのかという、そういうことも全体を見ながら決めていくということも言われているわけですが、私はそういう実情がよくわかっているのは、県ではなくて市町村だろうというふうに思うわけです。

それから、もう一つ、きのうの後期高齢者医療制度の質問の中でもありましたけれども、この間、日本は施設一貫型の医療から地域一貫型、病院で全部治すのではなくて一定の、ここと言えば水戸保健医療圏のエリアの中で病気を治して行って、治療をしなければいけない人は、できるだけ在宅でいきていけるようにしていくという、そういう制度が大きく変わっていますけれども、質問されていた方も戸惑ったお話を質問されていましたが、なかなかそういう制度に変わっている、そういう地域体制に変わっているし、そういう地域体制をつくっているのだよということが、市民の皆様にはなかなかまだ浸透していない。逆に、大きい病院で診てもらっていたのを、小さい病院に移ってくれと言われたときに、患者さんは不安に感じるというケースが多々あります。そういう問題が残っているわけです。

そうしますと、今回三つの計画が県で立てられるわけですが、その際に、市民に対して、どんな病院でどんな医療ができるのかという、言わば詳細な情報が提供されなければいけないということと、もう一つは、行政だけではなくて住民の皆さんが計画策定に加わっていかねばいけないという、私はそういうことが不可欠になってくるであろうというふうに思うのです。

先ほどの答弁の中に少し、この問題に対する答弁も入っていたような気がするのですが、法律的に言いますと、市町村はこの計画を策定しなければいけないという義務化

はないわけです。しかし、今ほど申し上げましたように、三つの計画をつくる上では極めて市民の身近な問題であるわけですし、市民の状況、地域医療の現状がわかっている市が意見を持って、県に対して具申をしていくとか問題提起をしていくという姿勢が、私は必要だろうというふうに思うのです。

基本計画の方を見ますと、先ほどご答弁にありました県立病院とその人間ドック、脳ドックとの連携とか、そういう程度のことは私も計画を見て、これまでの事業の実績を見てわかるのですが、具体的な地域医療、例えば県立中央病院を中心とした笠間市内における地域医療体制、そういう整備計画というのではないわけです。私は、そういう整備計画をこの際、医療制度が改正されていく、改革されていくわけですから、笠間市として主体的に持っていくということが必要だろうと思うのです。そういう意味でつくる、そういう計画を整備し県に意見を言っていけるぐらいに準備をするという気が執行部にはないのかどうかということをお聞きしたいというのが再質問の中身なのですが、その辺について、ひとつ市の姿勢といいますか、執行部の構えをお聞かせいただきたいと存じます。

それから、市立病院の検討委員会につきましては、市立病院に関しては友部町の国保病院時代のときに、私は13年と17年に2回質問をさせていただいております。その中身は、一般会計からの繰入金が多すぎるという病院経営の改善の問題と、同時に、笠間市における地域医療の中での病院の役割を再定義していく、機能転化を含めて検討すべきだということをおっしゃってくださったのですが、残念ながら、経営改善計画の努力はされてきました。人件費の削減だとか材料費の削減だとか、一時期は1億6,000万円を超しておりました繰入金が、現在は大体6,000万円程度に落ちついていると思うのです。そういう意味でいうと、精いっぱい経費削減ということはやられてきたと思うのですが、ただ、経営改善とともにもう一方の方がはっきりしていない。そのことが検討委員会の中で十分議論していきますという市長のご答弁だったのですが、私は、そういうことも含めて、改めて市立病院の再定義をしていくということも含めて議論をされていくのであれば、もう少し、検討委員会の中身、どうしても私の、うがった聞き方をしているのかもしれないけれども、経営形態の議論を中心にされるのではないかとということが、どうしてもぬぐえないのです。その辺を具体的にどういうふうに検討委員会の中で、市長は諮問されると思いますが、検討を求められるのかということをもう少しお聞かせいただきたいのと同時に、そういうことを検討するのであれば、私は、市立病院の患者側、今現在利用している方々の代表と、それからぜひとも議会の代表も検討委員会の中に含めるべきではないかという意見を持っているわけですが、その辺について市長はどのようにお考えなのか、さらにお教えいただきたいなと思います。

それから、保育料の無料化と幼保一体化についての問題ですけれども、財源の問題、税制改革とあわせてということが前置きについているということも、私はよく承知しております。しかし、自民党やそれから国が少子化対策として保育料の問題に提唱したという

背景には、地方自治体から保育料の無料化を少子化対策としてやってきたという実績が全国の中で積み上がってきて、その実績が私は政府を動かしているというふうに見ているわけです。

具体的に、近くで申しますと、お隣の福島県の田村市では、合併を契機に、18年度から4、5歳児の市立保育所の保育料の無料化をしております。ここの市長は富塚市長といいますが、おっしゃっているのは、社会情勢の変化に適切に対応していくこと、それとスピードが大事なのだということをおっしゃっているわけです。この市長の姿勢を見ますと、私は田村市と同じようにやれというふうには申しませんし、できるわけではないと思うのです。しかし、この少子化対策のための保育料の無料化に対する意気込みと申しますか、姿勢と申しますか、それは今、市長がご答弁いただいた姿勢と田村市の富塚市長の姿勢は若干私は違うように見えるのです。もう少し、少子化のために保育料にもっと問題意識を持っていただく、そういう姿勢をぜひとも持っていただきたいのですけれども、それについてもう少し踏み込んだご答弁を市長からいただけないでしょうか。

財源の問題につきましても、頑張る地方応援プロジェクトというのがございます。これは、岩手県の宮古市、これはNHKでも取り上げられておりましたけれども、宮古市が職員数を95人減らしたりとか、あるいは市内の75施設を指定管理者制度にしたりだとか、入札の落札率が98%以上あったのでしょうか、それを87%台に抑えるという、そういう努力をして得たお金を、保育料の無料化、少子化対策に回しているわけですね。

ある意味、笠間市でも新しい市長になって入札の制度の改革だとか、それから行政改革の方針の中で職員数の削減とかということも示されているわけですが、ぜひともそういう財源を、この少子化対策、保育料の無料化の検討に回していただくということを私はお願いをしたいわけですが、そういうことに対する市長のお考えがあれば、ぜひともお聞かせをいただきたいと思っております。

以上再質問、お願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の2度目の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、今の市立病院の簡単な状況についてちょっと説明をさせていただきたいと思うのですが、毎年、昨年の実績で8,400万円の一般会計からの繰り入れをしております。ここ3年の入院患者は、16年度が4,770人、17年度が4,351人、18年度が4,449人ということで、若干下がったり若干ふえたりということですが、外来患者は、16年度から18年度比べると4,000人強、外来患者が減っております。そして、また累積の欠損金、これは企業会計でございますので、累積欠損金イコール赤字ということではございませんが、欠損金が約3億8,700万円ございます。ただ、保留金も3,000万円あるというような状況でございます。先ほど申し上げましたように、市立病院の役割というのは私は評価をし

ておりますが、こういう状況の中で旧友部町時代に、今、議員がおっしゃいましたように、いろいろ経営改善に取り組んできまして実績が上がったこともございます。ただ、今の現況を見ましてそのままがいいのかということになりますと、再度、経営形態も機能も含めて私は見直す議論をするべきだろうと、そういうことで検討委員会に諮問を予定しているところでございます。

検討委員会のメンバーにつきましては、先ほど申し上げましたように、設置要綱に基づいて8名の委員を選任しております。8名の内訳としては、市外2名、市内2名、専門家2名、市民の代表2名です。市内外については、それぞれお医者さんでございまして、専門家についてはその分野の専門家でございまして、市民の2人については、1人については患者さんである病院を利用している方であり、かつ、あそこの事務長を経験されて内容をよく御存じの方でございまして、もう1人の方は、福祉施設の代表を務めている方でございまして、福祉の分野からのいろいろご意見も当然必要であるという判断で選任をさせていただきました。今回、議会の方に委員をお願いはしておりません。議会の方には経過、中間報告を含めて提示をしていきたいと思っておりますので、その中でいろいろ議論をいただければと思っております。

それと、無償化について実例を挙げていただきまして、そういう取り組みをされているところがあるということでございます。少子化対策というのは笠間市にとっても大変重要な課題であると思っておりますし、ただ、少子化対策というと当然、一つの対策に取り組めばいいということではございませんし、もちろん無償化というのも非常に取り組みの一つとしては重要なことだと思いますし、幅広い行政として、また市として、また行政でも国、県、そういう役割を持ってなしていくべきものではないかなというふうに思っております。

その市が無償化したということは、その市長さんといいますが、行政の判断としてそういう取り組みをしてあるわけでございますし、それはそれですばらしいことだと思っております。財源も含めてどういうやり方をしているのか、私の方でも勉強をさせていただきたいと思っております。

それと、経費の削減を有効に使うといいますが、無償化に振り向けたらどうだということでございますが、この1年間、いろいろ行政改革、経費の削減に努めてまいりました。そういう中で具体的に、この事業についてこれだけの削減ができた、この行政改革によってこの金額が削減できたというトータル的なものはまだ決算が終わっていないので出ておりませんが、できれば、そういう総体的にこういう全体の行革の中でお金がこれだけ浮いたというか削減できたというのは、わかりやすく私も示していく必要があるのではないかなと思っておりますし、こういう見直しによって浮いたお金はこういう使い方をしていきます、全部というわけにはいきませんが、部分的にそういう提示も必要ではないかなと思っております。

たしか県内でも神栖かどちらかで、入札差金で削減した部分を、目的を明示して市民に還元しているという手法に取り組んでいるところがございまして、そのやり方としては私は非常にわかりやすいやり方だなというふうに思っておりますので、ただ削減した部分を全部そういう形にはできませんが、市民に還元するものについては、そういうやり方というのは非常にわかりやすいのではないかなというふうに考えております。

無償化については、先ほど申し上げましたように、無償化という予定はございません。政府のいろいろな自民党の提言されている部分もありますが、その辺の議論をまず情報として受けとめてよく勉強していきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 石松議員の再質問にお答えをいたします。

情報提供ということでございますが、今後、いろいろな形での情報については市広報等に掲載をして、市民への周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

それから、医療費のむだの抑制というようなことでございますが、それに絡みまして、茨城県におきましては、平成20年4月から施行されます医療費適正計画の策定に向けて、健康いばらき21プランということで、現在見直し作業が実施中でございます。

市町村においては努力義務ということでございますが、生活習慣病の予防対策事業や健康づくり事業を推進することによりまして、市民1人1人が生き生きとした生活が送れるような健康増進計画が必要ということで考えております。

笠間市といたしましてもワーキングチーム等をつくりまして、健康状態や生活習慣病の実態調査、分析への資料の提供、検討会というような形での参加をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、地域医療計画の策定ということでございますが、これについては、先ほど議員おっしゃられるように、策定義務というものはないということでございますが、今後の課題とさせていただきます、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 一つは、今の地域医療体制のいわゆる笠間市としての計画は今後の検討課題ということでおっしゃられたのですけれども、健康増進計画だとか、いわゆる市民のプライマリーケア、日常の健康管理をきちんとしていって医療費を削減していくという、そういうことは私はわからないわけでもないですし、そういう計画はきちんとやっていかなければいけないというふうに、やっていくべきだろうというふうに思うのですけれども、私が申し上げておりますのは、いわゆるそういう1次医療ですか、そういうことはもともと市町村でやりましょうということで国で定まっていたので、かなり日常の医療連携だとか地域医療だとか健康管理だとか、そういうことは私は進んでいると思うのですけれども、今、国の方で提案をされています医療費適正化計画、私、厚生労働省が4月

に出しているやつを何度か読み込んでみたのですけれども、やっぱり危機意識が、私どもが感じている危機意識と、執行部の方が感じている危機意識が若干違うような気がするのです。

この医療整備計画を見ますと、先ほど私は、二つの課題があると言いました。医療費の抑制をしなければいけない課題があるというふうに申し上げました。そういうふうになりますと、非常に厳しい内容が含まれているわけです。糖尿病患者や予備軍の減少率というのが、具体的に15年度でその目標値として糖尿病で25%減少だとか、在院日数を全国の平均と最短の、一番短い都道府県との差を半分にするとか、具体的にここに書かれているのですね。

もっと問題なのは、こういう第1次計画が2008年から12年のスパンで決められますけれども、その計画を達成した後に、どれくらいの実績が出たのかという評価をしますよというニュアンスのことも、この整備計画の中には書かれているわけです。

けさほど新聞見たら、税金の徴収率が悪いところにはペナルティを科すという県の話がありましたけれども、それと似たようなニュアンスがこの適正化計画の中には入っているわけです。そうすると、費用負担の特例を設けたりだとか、あるいは国庫負担金を減額して都道府県や市町村の公費負担をふやすようにしたりだとか、そういうことも見えるわけです。それから、後期高齢者医療制度がこれからやるわけですけれども、これへの拠出金も減額をできるようなニュアンスのことも書かれているわけです。

そうしますと、計画の中身というのは本当にシビアなものになってきますよね。もし達成されなければそういうことまでなるということは、我々市民にとっては、もし公費負担が削減されるようなことになったらとんでもないという、そんな思いもあるわけです。このことはまだなかなか市民の間には広まっていませんけれども、そういう非常にシビアで厳しい中身だということを私はもっと執行部の方に自覚をしていただきたいなという気がするのです。そうすると、たしかに努力義務かもしれませんが、義務化は法律的にはされていないかもしれませんが、やっぱり意見を持ってください、主体的に。

とりわけ、先ほど質問の中でも申し上げましたが、水戸保健医療圏の中では、この笠間市というのは県立中央病院があります。総合病院として大きな病院です。救急2次医療の指定もされていますし、地域の中核病院でもあるわけです。ところが今、この中央病院のことが県議会の中では議論になっています。市長は県議のご出身ですから、よく御存じだろうと思うのですが。いわゆる、がんとか高度医療については県がこれからやっていくという方向性は見えます。しかし、一般診療部門、とりわけ笠間市周辺の地域の方々が利用している一般診療部門については、限定された地域の方々が利用する病院に県民全体の税金を投資してもいいのかという、そういうことが県議会の中では議論になっているわけです。経営形態の問題ありますよ。民営化がいいのか県立がいいのか、それとも地方行政独立法人がいいのかという問題はありますが、私どもにとって一番心配なのは、総合病

院としてあそこにあるあの建物や人材や機能がなくなりはしないかということが一番心配なのです。

その証拠に、議論がある中で産科はなくなりますと、小児科も休止しています、だんだん地域医療はしぼんでいるわけです。やっぱり笠間市として、地元として、県立病院は笠間市のこういう地域医療体制を整備するためにあってほしい、こんな病院であってほしいということ、県に対して意見を言うことも私は必要だろうと思うのです。余りにも、そういうことが私は笠間市の中にはなさ過ぎると思うのです。そういう意味で、もっと積極的に地域医療体制の整備ということを考えていただきたいと思います。

幸いなことに、西茨城医師会というのは非常に地域病診連携ということに問題意識を持っておりまして、地域のクリニック、診療所の先生方と県立病院の病診連携というのは、もう既にでき上がっております。紹介医療、逆紹介医療の体制もでき上がっております。そういう意味でいうと、それをもっと進めて、市民の健康管理、健康カルテを病院と中央病院がともに共有するような、そういう医療地域システムをつくるぐらいの構えを、ぜひとも私は市に持っていただきたいのです。この医療改革に対する危機意識というか、危機感が私は余りにも足りなさ過ぎると思うのですね。その辺もっとしっかりしていただきたいと思います。これについて、やっぱり担当部長としてもっとしっかりした答弁をいただけないでしょうか。これは再質問させていただきたいと思います。

それから、保育料の無料化については、たしかに市長のおっしゃるとおり、いろいろなケースもございますし、大きな問題は財源の問題もございますし、必ずしも保育料の無料化だけが少子化対策ではないということも、おっしゃるとおりだろうというふうに思うのですけれども、しかし、先ほども言いましたように、アンケートをとっても少子化に歯どめをかけるために一番多いのは、子育て支援に対する経済的支援を充実させること、これはアンケートの回答としても多いですし、企業の皆さんあるいは専門家の皆さんがおっしゃっていることのトップなのです。だから、もっとそういうことに力を入れるということは、私は必要だろうと思うのです。そのことを市長は否定されているというふうには思いませんけれども、そういうのであれば、もう少し私は踏み込んでいただきたいなというふうに思うのですけれども。最低でも今、保育料の審議会で保育料の統一が議論をされていますが、これは審議会で議論されていることですから私どもがとやかく言うことではありませんけれども、その審議会の諮問を受けて市長は保育料の検討をされるのですが、その検討の折にはぜひとも、この子育て支援の一環として保護者の負担を軽減していく、あるいは公費負担をふやしていくというこの方向性というか姿勢だけは、私はぜひとも示していただきたいなというふうに思うのですけれども、これについて最後に一言いただけないでしょうか、よろしくお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 質問にお答えをしたいと思います。

中央病院の件につきましては、たしかに県議会の中でも大変議論が活発に行われているというふうに伺っております。特に、県の財政状況が非常に悪化しております、そういう中で病院への一般会計、県からの繰り出しについて含めて、病院の役割、機能を含めて議論が出ているということでございます。

中央病院の一番の最大の利用者は笠間市民でございます、県全体の病院といえどもたしかに地域性が非常に高いというような特性がございます。ただ、それに税金を投入するのはけしからぬという議論があるという話も私も聞いておりますが、そういう議論になると、県南の県の事業はほとんどその地域のためにやっているのではないかということになりますので、それは私は議論としてはおかしいなと思っております。

一方で、中央病院としての今度の新しい院長、そして、この県議会開会中にやはり一般質問で、この中央病院のあり方について地元の県議から問題提起されておりましたが、そういう中では、病院としても、非常に今度の院長が、積極的に救急医療、そういうことに取り組むという回答をされているようでございますし、特に救急の専門医を招聘したり、救急のための受け皿の部屋が狭いということで、この秋には改修するということをおっしゃっておりますので、その辺は大いに期待をしているところでございますし、また一方では、地元からも要望の強かったものだと思っております。

また、産科につきましても実態としては休診しているのが実態でございますが、前の院長がどうのこうのではなくて、今度の院長も産科のお医者さんを集めるために非常に全国を飛び回って熱心に取り組んでいるということでございますので、早く成果があらわれればいいなと思うとともに、市の方としても、その件につきましては保健福祉部の部長初め、知事初め、お会いするごとに要望というか、お願いはしているところでございます。

また、子育ての無償化につきましては、やはり一番は財源の問題だと思います。この財源をどうするかということが一つの大きな課題であると思っております。ただ、一方で、すべて無償でいいのかと。私は行政サービスというのは当然、ハンディキャップを持っている方とか弱者の立場の方に対しては、いろいろな制度の中で軽減したりすることは当然必要だと思うのですが、一方で、やっぱり受益者負担という考え方もあるのではないかなということは私は思っております。

笠間市の場合、保育料の今審議会で議論をしていただいております。石松議員のおっしゃる保護者の負担軽減ということは十分わかりますが、審議会の審議、提言をいただいた中で判断するものでございますので、今の段階ではどうのこうの申し上げることはできません。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 現在も笠間医師会につきましてはいろいろな部分での協力を得ておるところでございますが、いろいろ医療体制につきましての内容の質問につきましては、今後とも医師会の方と協力を得られるような形で協議を進めていきたいというふうに思っております。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時5分に再開します。

午前10時55分休憩

午前11時07分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番町田征久君が所用のため退席しました。

次に、8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛でございます。

通告しております一般質問順にご質問したいと思います。

1、岩間駅周辺整備計画事業の進捗状況について。

これは合併後10年の建設計画を実行実現していく過程において、地域間の格差やまちづくりを推進する中での社会状況の変化・変動など、これを考え合わせるとき、合併前に策定された計画と照らし合わせた場合、特に問題点はないか。1市2町それぞれが合併する際に、各地域のみに目を注ぎ過ぎてはいなかったかという質問なのですが。

中身は、わかりやすくいえば、合併する前に、我が町は合併することでどこにメリットを置くか、デメリットではなくてメリットをどこに置くかということをもつどの地域も、1市2町そこに目を注いだと思います。つまり、1市2町が、三つの状態がそのまま一つになった、行政区が一つになったという部分にすぎないのかなと。つまり、各地域が地域の特性そのものを生かすために、またはデメリットの部分をメリットに切りかえるために、合併と同時にそういう事業を起こしたいというふう考えたときに、なかなか一つになれないのではないかという部分で、私はこの計画を実行実現していく過程においての地域間格差をどのように考えていくかというふうな質問でございます。

その中で、これは5月21日、議会全員協議会において執行部より説明を受けました。岩間駅周辺整備計画ということで、すばらしい計画がここに図面となっております。その中で、私、友部駅の橋上化、すばらしい橋上駅舎ができました、自由通路を含めて。そして、JRの赤塚駅よりも規模的には大きいだろうという、そういう規模の橋上化が実現しました。この計画は物すごい長い年月がかかっております。しかしながら、この合併という部分でメリットであったのかなと思っております。それは、結果として、ほとんどの予算を市が負担したというのは、合併しなかったらできなかったかなという部分で、合併をしてよかったのかなというふう考えております。当然、いろいろこれから無限大に広がるで

あろう発展に寄与すべき駅舎であると、私は確信しております。

そういう中で、では友部の管理駅である岩間駅が宍戸駅と同じ扱いなのです。駅長がおりません。そういう岩間の駅が、JR常磐線岩間駅が果たして橋上化の道を踏んだときにどのような期待が持てるのか、こういう部分も含めてお聞きしたいと思います。

そして、その部分においては具体的に駅舎の位置、図面上ですからちょっと定かではないのですが、既にロータリーが整備されまして、タクシー乗り場、駐車場等が整備されております。それを、駅を出ますと北側に見るような形になりますね。つまり正面ではないということをお聞きしたいのですが、利便性という点から考えれば、やはり駅をおりてすぐタクシー乗り場、あるいはそういう駐車場があるというような、そこが玄関であるべきではないかと思えます。ただ、岩間の現在の駅舎を見ますと、駅をおりてメーター数にして何十メートルか歩かなくてはならない。今のところは、雨が降れば当然ぬれなければならないという状況でございますが、JRの施設がその駅と駅の北側にある駅舎と北側にあるということでこういう設計、あるいはプラットホームの関係で、どうしても既存の部分の駅舎の橋上化ということになってしまうのかなというふうに考えます。ただ、もし明らかに利便性に欠けるのであれば、この駅舎の位置関係、また、構造関係を見直す部分も必要ではないかと。その辺も含めまして、岩間駅周辺整備事業の計画、進捗状況と今後の展望、見通しをお聞きしたいと思います。

2点目、環境保全と地域づくりについて。

これはもう今現在、環境問題どこでも全世界が本当に問題として取りざたされております。その中で、我が笠間市における環境保全に対する認識とはということをお聞きしたいと思います。

これ具体的にまず数字を挙げていただきたいのですが、現在、県より笠間市に対して処理施設や処理の内容、業務の内容などについての許可の事前審査の申請が何件あるか。そのうち旧岩間地域では何件か、そしてまた同地域、旧岩間町時代から既に何件の施設があるか、件数ですね、まずその点お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まず、岩間駅の周辺整備の状況の説明に入る前に、お答えする前に、総論的なものについてお話をさせていただきたいと思ひます。

合併によってつくられました新市まちづくり計画については、もう既にご承知だと思ひますが、旧3市町がそれぞれ総合計画で位置づけていた事業や懸案であった事業を合併協議会で協議し策定されたものでございます。この計画は、17年度から27年度までの11年間において、合併の効果を生かしつつ効率的な行政運営を図るとともに、地域の特性に応じた均衡ある発展を図り新市の一体化に資する事業等を画したものであり、事業の内訳については、幹線道路の整備や小中学校の耐震化工事等が約80%、残り20%は岩間駅周辺整備

事業を初めとする公共施設の整備を予定しております。

私といたしましては、このような計画策定の経過や計画の指標を尊重し、今後とも新市まちづくり計画の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。このため、まちづくりの骨格となる重要な事業については推進を図っていきたいと思っております。また一方で、めり張りをつけた財政運営を図るとともに、各事務事業を精査し、経費の削減に努めるなどの財政の効率化にも努めてまいりたいなというふうに思っております。

岩間駅の周辺整備事業につきましても、当計画の位置づけを踏まえながら現在事業を進めているところでございます。今の岩間駅の駅舎等整備につきましても、当時としては最善の策として整備をしたというふうに伺っておりますが、これから整備をしていく駅舎、自由通路、また、駅の東側の改札を含めて、できる限り経費の削減を念頭に置きながら進めていきたいなというふうに思っておりますし、また、利用者はもちろん一般市民の方々が大勢利用するわけでございますので、地元説明会等も開催しながら、意見を聞いて進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、次の環境問題でございますが、具体的な笠間市に処理施設の事前審査の件数等につきましても、後ほど担当部長から件数についてはお答えをさせていただきたいと思っております。環境問題、先般も行われましたドイツのサミットでも地球温暖化ということが大きなテーマになりまして、この環境問題は世界的な大きな課題だと思っております。

そういう中で、国、県、それぞれ計画を策定して取り組んでおるわけでございますが、笠間市としても、そういう中で2006年3月に、昨年ですね、笠間市環境基本条例を制定いたしましたので、これに基づき、環境基本計画を本年度中に作成するために今、審議会に議論のお願いをしているところでございます。こういう計画の中に、笠間市として今までやってきたものプラスアルファ、環境問題に取り組めるものを取り組んで、計画書をつくって実行していききたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 西山議員のご質問にお答えいたします。

現在、岩間地区におきます廃棄物の処理施設ですけれども、4社ございます。新たに申請が出ておる業者が2社ございます。

〔「笠間市で質問しているのですよ。それで、そのうち岩間はと」と呼ぶ者あり〕

市民生活部長（野口直人君） 笠間市全体のはちょっと、後ほど調べますので、全体のは今手持ちで把握してございませんので、申しわけございません。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 事前通告制、完全通告制をとっているわけでございますから、い

ろいろなことを想定して、あるいはある程度議会、今回6月4日に定例会開会されたわけ
でございますから、公の場で何度もお会いする機会もあったわけですから、ある程度、そ
の件数がわからない後でというような、そんな答弁の仕方では、私は完全通告制の意味は
ないと思っております。この辺は本当に執行部改めていただきたいと思っています。

まず、今、市長から答弁というか、市長の考え方だと私は思っていますが、私が地元の
議員として岩間地区の、特に岩間駅周辺のことについて、あたかも経費を削減しろとい
ふふうにとらえられたのでは困るのですよ。そういう意味ではなくて、よりいいものを、必
要であれば借金してでもいいと思うのです。

私は、時に執行部の皆様方の考え方の中に、時に株式会社の役員みたいな考え方を持つ
ときがあると私は思っています。民間というのは幾らもうけてもいいのです。行政とい
うのはあがった金を使わなければならない、血税としていただいた金を使わなければなら
ないのです。使うために、必要であれば借金もしなければならない、起債を起こさなくては
いけない。そういうことを含めまして、削減しろとは、ただの一言も私は言っておりませ
ん。計画について見直す点はないのか、見直すイコール削減ではない、私が言っているのは。

それはどういうことかといいますと、物理的にここに駅があってこっちにロータリーが
あったのではおかしいのではないかというのをまず言いました。もちろん、駅周辺整備で
すから、周辺整備をすることで及ぼす影響があるわけです。必ずしも100%賛成ではな
いはずなのです。ですから、最大どのような影響があるかということも含めて計画してい
くべきだと思います。

それが、いま一言言わせていただければ、合併協でともにそれぞれ1市2町が計画をし
た建設計画の中の一部である、一コマであるというような考え方を市長も、もちろん市長
も県議会議員として、委員としておりましたから、それは意味はわかるのですが。だから
先に私は、1市2町それぞれが地域のことだけを考え過ぎているのではないかと。もっと
一つの、この8万余の新しく生まれた笠間市に対しての考え方を持たなければ、次の世代、
次世代に向けたまちづくりはできないのではないかとということを、私は言っているのです。
では、言い方を変えれば、私は、今退席しましたけれども、町田議員が質問しました人事
の問題、これも私は建設計画を考えて、それをたたき台に考えるならば、それぞれの1市
2町の長、市長、磯市長、仲田町長、友部の川上町長、この3名がした人事だと私は思っ
ています。そういうものを尊重したならば、私は少なくとも合併を10年という、今現在は
5年の計画を立てているはずなのですが、10年と見た場合に、わずか1年では、その人事
の部分にそんなに大きく触れるのは私は、その市長の考え方からいけば、私は余りそぐわ
ないのではないかと、この人事は見ていました。

これは質問通告外ですから結構ですが、今、環境問題で部長から件数の話が出ましたけ
れども、休憩してちゃんと説明して、今ここで決着をつけたいのです。私も一議員として
命をかけて体を張ってここで決着をつけたいのです。ですから、暫時休憩して、議長にお

願います。私の質問ここで1回とめていただいて、それで質問の内容に対する答弁をここできっちりしてもらいたい。これが完全通告制の意味であると思っていますから、どうぞよろしく。議長、許可をいただきたい。

議長（石崎勝三君） では、書類がそろうまで暫時休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時46分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 大変申しわけございませんでした。時間をいただきましてありがとうございます。

西山議員の先ほどのご質問にお答えいたします。

笠間市全体では9社ございました。そのうち1社、岩間地区の方で廃業になりまして、現在は笠間地区で4社、岩間地区で4社、友部地区はございません。それで、今、事前審査が出ておるのは、笠間地区ではございません。岩間地区で2社、友部地区ではございません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 岩間駅周辺整備事業の件についてお答えをいたします。

経費の削減ということを私申し上げましたが、合併時の新まちづくり事業の計画の中では事業費が33億円と、区画整理合わせて。そういう事業費が想定されております。もちろん、この経費の削減は私は第一義的に重要だと思っておりますが、それだけではもちろんございません。特に駅舎、自由通路については機能性というものをどう高めていくかということも当然重要でございますので、その辺のことを含めて、地元住民の意見を聞いたり内部でも議論をしているところでございます。

西山議員から説明を求められた細部につきましては、担当部長より答弁をさせます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、岩間駅周辺整備事業につきましては、経緯も含めまして経過を説明したいと思います。

岩間駅周辺整備につきましては、常磐線の開設以来、乗降口のある岩間の西口と、それから乗降口のない東口というふうに分かれているわけでございます。特に東側につきましては、そういった状況によりまして未利用地がかなりあるというような状況で、有効な市街地の形成が図れないという状況でございます。そのような状況の中で、平成2年2月に岩間駅東口を基点とします駅東大通り線などの都市計画の決定をいたしまして、駅を核と

した住みよい暮らしのまちづくりという、そういったキャッチフレーズのもとに、新市まちづくり計画に反映をしているところでございます。

岩間駅につきましては、東側につきましては、大体住民の6割が東側に住居をされていると、そういうふうな状況でございます。さらには、アクセスといたしまして常磐自動車道の岩間インター、さらには355号のバイパス、さらに今計画いたしております茨城空港のアクセスというような形で、今後ますます東口の整備に対します需要度が高まってきているような状況でございます。

そういう中で、平成18年度に駅の東の自由通路、さらには駅東大通り、それから日吉町古市線、さらには駅舎の整備、駅東口の広場、こういったものを基幹事業といたしましてまちづくり交付金事業が採択をされたわけでございます。現在におきましては、自由通路それから駅舎の整備につきまして、基本計画をJRと協議をさせていただきまして策定をいたしたところでございます。先ほど市長の方からお話ありましたように、今後は説明会等開催していく予定でございます。さらに、道路につきましては現在用地買収に当たっております。約30%程度用地買収がされているような状況でございます。

先ほど議員のお話にありました位置関係でございますけれども、この位置関係があの位置でいいのか、変更ができないのかというようなお話をいただきました。これにつきましては、JRとの協議の中で、いろいろ工事の中で、中にケーブル線がかなり入っているような状況、いろいろなそういう状況から踏まえすと、あの位置でやるのが一番経費が少なくなるのかなと、そういった基本計画の中で位置を決定させていただきまして、その位置でやらせていただきたいというふうに考えているわけでございます。

そのわきの、西口の北側にあります今の駐車場ですかね、広場。広場についてはちょっと距離があるというようなお話でございましたけれども、そのわきにエレベーターを設置するという関係がございますので、平面的に行けるということで、今までよりは利便性が図れるのかなと、そういうふうな形になっているわけでございます。

このまちづくり交付金事業の関連事業といたしましては、駅東側の周辺につきまして有効な土地の利用を促進するために、駅の玄関口としての駅前広場、東側に駅前広場の整備を考えております。あわせまして、小規模の土地区画整理、駅前広場とあわせての区画整理を約3.1ヘクタールほど考えているわけございまして、現在、都市計画の決定に向けての作業をいたしているわけでございます。

これらに当たりましては、やはり駅の東口をもっと付加価値を高めるという意味におきましては、やはり国道355から駅の東口までの道路の整備、こういったものをきちんとしなければならぬのかなというふうに考えておきまして、これらにつきましては県と協議をしながら補助事業の中で取り入れる、財源厳しい中でございますので、補助事業で取り入れるような考えもこれから県と協議しなければならないということでございますが、そういう中で現在やっております合併支援事業が幾つかございます。そういう中に入らない

か、あるいは何か変更の中で見るできないかとか、そういったことも含めながら今後考えてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 岩間駅周辺整備事業の進捗状況ということで、改めてお聞きします。

私が懸念している一つとして、合併したけれども非常に逼迫した予算の中で事業を進めなくてはいけないのだと、だからすべてに対して見直しが必要だと。例えば補助金や助成金、あらゆる分野まで、まして機構改革までして指定管理者制度にしたりさまざまな努力をしなければならぬ、痛みの伴う改革であるというのがこれが合併の姿、あり方だと思います。

その中で、きょうの新聞、これは読売新聞ですが、市町村補助金大幅カットということ、これはばらまき体質を改め、県来年度にもという中で、合併した市町村のまちづくり事業、これに対する見直しがもう既にここであるのです。となると、今いたずらに大きいプロジェクトを組んでとんざしてしまわないかという、そういう心配を私はしているのですよ。合併して始まった、計画に基づいてやった、でもこういう事業の中でだめなのだと。

というのは、昭和の合併、これは50年余り前の昭和の合併、昭和29年、30年、その30年には余りにも加速した、今の平成の合併の前身に当たる三千三、四百ぐらいの市町村があったわけですが、この合併をして促進したその翌年には、財政支援は半減しているのですよ。ですから、思ったようなまちづくりができなかった地域は物すごくあるのです。しかしながら、戦後の高度経済成長、オイルショックありましたが、バブル時代を迎えるまでかなりの高度経済成長をなし遂げた日本の中で、そんなに目が向かなかった。

しかし、平成の合併というのは明らかに天井です、上限。もう上限にいて、あとは切っていくしかない、カットしていくしかないという切り捨てるの合併になってしまうのです。ですから、大きな不安と小さな希望の中で合併したのが、私は市民の本当の意識ではないかと思っています。

そんな中で、いたずらに大きい事業を計画に組み込まれているからといって、それを進める中で、では県の考え、国の考えはどうなのかといったときに、既にこういう市町村補助金大幅カットというような、そういう考え方をもう県がしているのですよ。

ですから、駅周辺整備の本来の目的は何かといったときに、やはり 355号線が旧友部町も、まして、友部インターを含めて旧笠間に向かう大動脈として、岩間地区でいえば南北に通過しているその道路に対して、東西に交差する道路をつくるのが一つの地域づくり、つまり、地域と地域を結ぶラインとして位置づけすべきであろう、こう考えるときに、駅舎は駅舎としてやはり東側の考え方、そして東側が発展するに伴って西側はどのようなのだと、つまりJRとの協議の中で踏切の整備、こういうことも含めて必要なのではないかと

私は思っているのです。駅舎ができればいい、広場ができればいい、区画整理が始まればいい、道路が途中までの計画の間だけであればいいと、そういう問題ではないような私は気がしてなりません。そういう心配がありますから、その辺の考え方、市長、担当部長も含めて 355バイパスまでの計画が具体的になるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います、その点については。

いよいよ環境問題に入りますが、事前審査が 2 社あって、既存施設が 9 社、うち 4 社が岩間地区そして旧笠間地区、ということは 1 社はどこかに行ってしまったわけですね、9 社ですからね。それが廃業になったとっていましたか、そうですか、自主廃業ですね、わかりました。

そうしたら、私はこの事前審査の意味、これについてひとつ掘り下げてお聞きしたいと思うのですが、本来は県許可ですよ。産業廃棄物の処理場、中間処理、最終処分場、県許可だと思うのです。ですから、県に申請を起こして書類審査が終わって、後に事前審査、協議をしろということで、県許可ではありながら地元自治体の協議をしろと。

これは地元自治体の協議をしろということは地元住民の住民感情がどうなのか、地元の住民との摩擦はないのか、そういうことが含まれているのだと思うのです、当然。にもかかわらず、現在、事前審査が申し立てられている 2 件、私は 3 件だと思っていますが、2 件でいいのです、1 件どこかへ行ってしまったわけではないですね。私、質問の一番最初に、1 回目の質問の中に処理施設、または処理内容などと言っているのです、内容。処理内容、つまり品目がありますね、例えば安定 5 品目だよ、これは産業廃棄物ですよ、別に一般廃棄物もとるのだよ、こういうような業者がいっぱいあるのですが、そういう申請はないか、そうすると 2 件ではなく 3 件ではないのかなと私は思って、今 3 件という言い方をしたのですが。その辺のところを担当部署で把握していないとなればまたそれは別なのですが。

それはさておき、県の許可基準、これが 300メートル以内の同意をとりなさいと、こういうことなのです。これはあくまでも県の考え方なのですが、私はまず件数を聞いたのは、小さな町にもう既に四つあるのだと、実際は四つじゃはないです、既存の施設も入れると六つ、多分七つ目だと思います。小さな町で。これは岩間時代からのことですから許可はもう既にもらっている、今の法律に適用しない前の法律の許可も含めてあると思うのです。リサイクル施設として処理業者が。そういう中で、小さな町にこういう件数がひしめき合っておるわけです。

これは、事前協議の中に全然勘案されないのかということです、私は。これはどういうことかということ、要件がそろっていればすべてそれに対して許可を出すというのが行政のあり方なのかと、こう私は言っているのです。

例えば、エコフロンティアかさま、これはすばらしい最終処分場ということで、いろいろ難産の末、結果として今稼働しております。笠間市の一般廃棄物の事情も考慮してと

ということだったのですが、前回の、これは今回ナンバー５の市議会だよりの中に前回、私の質問に対する市長の答弁の中にもあるのですが、このフロンティアかさまについてまだまだ地元の方すべてに理解を得られるところまでは至っていないので、引き続き話し合いを続け、地元要望を含めて地域振興の取り組みをしていきたいという答弁をいただいております。

なかなか理解が得られないのは当たり前なのです。まして、あれだけの規模のものが。では、かといって小さいものが 100も 200もあつたら同じではないですか、理屈は。どうですか。

小さいとか大きいとかの問題ではなくて、今の環境問題の中で住民がどのように処理施設、処理業者、その処理業に対してどういう意識を持っているか、それが県で言っている 300メートルの同意だけでいいという考え方に私は疑問があるのですよ。初めて第 1 社目の許可なのだ。その段階で、いや県は 300メートルと言っているけれども、市の方ではもうちょっと上回って 500メートルにしてくれと、こういう意味ではないと思うのですよ。何社も立て続けに申請があつて、その事前審査に対して相談会で市が何の論拠もないというのは、私はいささか。まして区長制度があつて、地域を区ごとに分けて区を力強いものにすると、コミュニケーションを持てよと言っている中で、地域の同意も含めて、あるいは同意とまではいわなくても地域の賛同あるいは地域に対する説明責任の義務を負わせてという考え方もあつてもいいのではないかと私は思うのです、この件数を見れば。どうでしょうか。

このままいったらある地域だけが産廃銀座になってしまう、私は懸念しているのです。当然、そこでは過当競争が起こるでしょう。競争が起これば不正もあるでしょう。どうですか、現に不正があつて 1 社自主廃業しているのではないですか。どうですか、市長。これはコムスン問題と一緒に、コムスン問題。今大変国民が不安に思っている。許可を出した、許可をなぜ出したかという根拠があるわけです。私は地元住民の声なき声をここで代弁しなくてはいけない、これが私の与えられた責務、これはきれいごとではありません。言いたいことはいっぱいありますよ、地元の皆さんは。ただ、人の事業に賛成や反対や、何か手でも出しているようで嫌だというのが本音ですよ。だれだって自分のところに、自分の近くにそういう施設ができるなどということは望んでいませんよ。私はそう思うのです。それを、おぎゃあと生まれる前から地元の自治体、行政にお世話になって死んで埋葬されるまで全過程、全生涯をお願いする笠間市が、市行政が何の論拠も加えないというのは私は問題であると。では、業者に飯を食わせてもらっているのか、私は市民の血税のもと、皆様方は給料としていただいて自分の家庭を、女房子供を食わせて学校に行かせてやっているのではないですか。まるで業者に飯を食わせてもらっているようなそういう考え方、発想では、私は行政の考え方としては本末転倒であると。

ですから、許可の意味というのは、事情では変わってしかるべきだと思うのです。その

段階に来ていると私は言っているのです。ですから、その辺について考え方をお聞きしたいと思うのです。これは許可の判断、範疇ですから、制度的には今の行政の枠内でやるのが筋なのでしょうけれども、そこに事前協議という協議という部分、だれと協議するのだと。こういうことを含めて、地元区長、区長制度を利用した地元の区との関係、地域との関係、これを今後どのように取り上げていくか。

現在、2社、3社、私は3社だと、一般廃棄物をやりたいのだとか産業廃棄物のうちの品目を変えたいのだとか、いろいろ内容が変わってくる。これもちょっと危険なのです。最初はこういう事業しかやらないのだよ、だからみんなに迷惑をかけないのだよとやって、許可が出たらは間口は狭くしておいて奥を広くしてしまう、こういうやり方。こういう考えも実際は見えない部分なのです。そこに利害得失が生まれて地域の問題、非常にコミュニケーションがたがたになってしまうのです。そういう私は懸念をしておるのです。では、そんなに立派に、そういう業者が地域のために貢献できるかといったときに、なかなかそんなにもうけさせてはもらえないと思いますよ。どうでしょうか、その点お聞きしたいと思います。

これ2回目の質問ですから、よろしくをお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まず、岩間駅の周辺整備の件についてお答えをしたいと思います。当時の、合併前の岩間町の時代からこの駅周辺整備、駅を含めての周辺整備の事業計画はあったわけでございます。そういうものを継承しながら、合併協議会の中でも必要だということで位置づけをしたわけでございますので、それを尊重していくという考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。

私は、当時の岩間町にとっては将来のまちづくりの中で、やっぱりこの地域が岩間町にとっては将来の活性化の大きな拠点になるのだらうと、そういう判断で町が取り組んだものではないかなというふうに思っております。これは岩間町に限らずどこもそうなのですが、少子高齢化ということで、人口減少また地域の活性化がそれに伴って失われていくという中においては、行政としてはその行政エリアの中で、もちろん広域的に考えなければならぬものもございますが、そういう中で、自分の行政のエリアの中で、どう活性化を求めていったらいいのかということは当然考えるべき立場でございますので。私は、当時は岩間町としては、この地域が今後の人口対策を含めて岩間全体の土地利用を考えたときに、先ほど担当部長からも説明しましたが、インターさらには今後百里基地の民営化、道路網の整備を考えた場合、この地域が定住人口の拡大も含めて必要だということで事業を決定したというふうに思っておりますし、その考え方は合併をしても、私は考え方としては、私の考え方も同じでありますし、そういうことで事業の推進を図っていきたいと思っております。

そういう中で、特に道路の今の区域からの延長の問題でございますが、先ほど部長からもお話がございましたように、355までの区間が計画に入っていないわけでございますので、これにつきましては単独でやるというのはなかなか難しいかなと。やっぱり県と協議をしながら県の補助事業の中で取り入れていければということで、県と話し合いをしていきたいなというふうに考えております。

それと、環境問題の件でございますが、市としましては、県より事前審査の話がきた中で、その事前審査要項に基づいて廃棄物処理施設を設置しようとするものに、周辺住民の同意や地元住民等への説明会などの開催を指導というか、お願いをしているところでございます。周辺住民の同意の取得範囲につきましては、隣接地はもちろんでございますが、この指導要項に基づいて、計画地から300メートル以内に居住するものとしており、これに基づいて業者の指導をしているところでございます。

以上です。

あと、岩間駅については、細部についてもう一度担当部長から説明をさせます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、2回目の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど話の中で、新聞の中での茨城県が補助金カットというような話があったというようなお話がありました。私はまだ中身を見ていないので余り言えないかと思っておりますけれども、想像するところ、県の補助金のカットなのかなと、そういうふうな感じをいたしているわけでございます。

幸いなことに、笠間市におきまして全体的な事業計画、道路計画を立てております事業につきましては、すべて国庫補助事業が対象の事業ということで、国庫補助事業に合併特例債を混ぜた事業ということで取り組んでいるわけでございますので、その辺は今のところ大丈夫なのかなというふうに感じております。

いずれにいたしましても、そういった形で県、国からもかなり厳しく補助金がかットということになってくるとすれば、やはり、それらの基幹的な事業についてはいち早くやらなければならない、そういう形なのかなというふうに考えております。

それで、岩間の東口でございますけれども、国道355がぐるっと東口を横断しまして、現在八郷の方に向かっていますが、途中から茨城岩間通りですか、それで旧国道355にタッチしている、そういうふうな状況でございますので、当然、岩間駅東口、そこから乗降客が乗りおりできるということに対しましては、先ほど市長が申しましたように、355からのアクセス道路というのがまず、岩間地区におきましては一番最優先道路であろうと私は考えておまして、その事業についてまず、事業とそれから駅周辺、これを重点的に岩間地区についてはやっていく必要があるのかなと、そういうふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。最後の質問です。

8番（西山 猛君） 岩間駅周辺整備事業、いろいろな手法があるかと思います。今、部長の方から答弁いただきましたが、やはり市長の考えもそうですが、現在の段階では計画性は途中までであるけれども、355号バイパス、これはバイパスが本通りになるでしょう、これから、切りかわるでしょう、開通すれば。そういうことも含めまして、メインの大動脈ということになると思うのです。そういうことも含めまして、これからとんざしないように、これはお願いする部分かなと私は思っております。

また、その計画の中にいろいろ地域との話し合い、これを進めるにあっては顔の見える、例えば職員の方1人見ても顔の見えるやはり交渉というか、対応、説明が私は必要不可欠ではないかと、そういう意味も含めまして、私は先ほど、通告にありませんが、人事の部分、計画イコール人、物、すべてがなだらかに進むのが本来の合併の姿であると思っております。決して執行権の中の人事権に物を言っているわけではありませんが、一般論として私はそう思っているだけであって、もしそういう考えが一部に残っているとすれば、いろいろご配慮をお願いしたいと思います。その点については、周辺整備についてはそれで閉じたいと思います。

産廃の処分場の件、私、もう一回お話をおさらいしたいと思うのですが、今後、市長の答弁の中には、今後の動向という答弁をいただいております。指導要項に基づいて事前協議をして、市なりの判断のもと、笠間市の判を押して県に戻すという考え方だと思うのです。

私は、これだけ件数または内容が変わってくるという状況があるとするならば、やはり、県の受け付けの段階と市の事前協議の結果の段階では違ったものになるのが本来であると、私は思っております。県自治体と市の考え方が私は違わなければおかしいと思うのです。県の考え方は産廃の処分場をつくれと、どんどんつくれと、極端な話。これは、不法投棄を撲滅しろという考えが基本にあると思います。優良企業とするならば優良企業がこういう事業をしたいのだといえば、それに対しては、要件がそろえば許可を出そうではないかという考えはあると思います。ですから、県がそのハードルを高くするというのは考えにくいのです。

だとするならば、我々が一番身近で一番大事な、全生涯お世話になる市の行政に対してお願いするしかない。これはやはり県と違った考え方、あるいはハードルの高さ、これをつくっていただきたい。そして、今後地域住民がそういうことに巻き込まれないように、そして地域住民のコミュニティがさらに高まるようにお願いしたいと思います。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

刑事事件を起こした事業者が刑事罰を受けて許可取り消しになりますよね。その前にやめようとするれば、これは自主廃業という扱いになるのですが、それをまずお聞きしたいと思います。そして、その業者が改めて、その同じ場所で同じ施設で事業を興そうとした場

合に何の協議も必要ないのですか。笠間市の中でそういう業者があるとは言っていないが、その場合、行政区として判断はどのようになるのでしょうか。今のコムスン問題と非常に類似していると思っております。行政指導がかかる前に自主廃業をして、そして何もなかったかのように新しい業者が同じ場所で同じ施設で許可をいただいている、こういった場合、仮定した場合、それに、市としては許可を出すという前提があるのかどうか。またはそういう認識があるのか、これが私、環境保全に対する認識であると思っております。地域住民は泣いています。これだけ私、最後にお聞きしたいと思えます。

また、私の方の都合で時間を割いていただきまして、また議員先輩、同士の皆さん、そして傍聴席の皆さん、余分な時間をとらせてしまったことをまことに申しわけなくおわびいたしまして、私の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） お答えをいたしたいと思えます。

廃棄物の処理業者の事前審査につきましては、先ほど申しましたように、指導要項に基づいて、地元説明含めて十分企業を指導していきたいというふうに考えております。

それと、次の質問でございますが、ちょっと、どこのどう話を言っているのか私、刑事罰を受けた自主廃業云々のことでございますが、これはちょっと即答はできません。法律的な問題もありますので、今そういう質問を受けたわけでございますので、調べまして後で、後ほどご報告をさせていただきたいと思えます。

〔「 行政の判断ですよ。別に政治判断ではなくて行政の判断を下すわけです。

その場合どうするのかということです。何ら別に、どこの業者かわからないとか」と呼ぶ者あり〕

市長（山口伸樹君） いいえ、多分一つの例があつての話だと思えますので、私の方から即答はできませんので、調べてご報告をさせていただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 以上で、8番西山 猛君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時30分に開会いたします。

午後零時21分休憩

午後1時30分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番町田征久君が着席いたしました。

次に、2番石田安夫君の発言を許可いたします。

2番（石田安夫君） 2番、通告いたしました順に従いまして一般質問を行います。

初めに、ごみ集積所の安全対策について伺います。

ごみ集積所は地域の方により管理されておりますが、ごみ集積所でけがをした事例がありますが、安全対策について行政としてどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、ごみ集積所の猫とカラスの被害について伺います。

ごみの集積所は地域により金網があり立派な集積所もあります。また、歩道を利用しているところもございます。ここでは主に歩道を利用しているところの猫とカラスのいたずらによるごみの飛散を、地域の方が大変困っております。金網のある集積所を設置していただければと思いますが、地域の実情もございましたので、旧笠間市で実施したネットを、困っているところに配布してはと考えておりますが、ごみ集積所の猫とカラスの被害について、行政としてどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、介護用品事業について伺います。

介護保険の要介護3以上の認定を受け在宅で介護されている方、支給限度額は1人当たり5,000円、支給対象者は300人と伺っております。介護用品事業の制度が本年変わったと思われるので、前年度との違いについて伺います。

次に、利用者の不利益について伺います。ある方が販売協力店に介護用品を買い物に多くタクシーを使ったと。また、ある方が販売協力店に介護用品を無料で配達をしてもらった。介護用品を交通費をかけた人、かけない人、また要介護3以上でなかなか買い物に出かけられない人、例えば老人が老人を見ている人がおります。また、販売協力店には無料で配達するところと配達しないところとございます。交通費をかけた人、かけない人、なかなか買い物に出かけられない人、無料で配達するところと配達しないところと、利用者の不利益になると私は考えております。行政としてどのように取り組んでいくのか伺います。

配達及び販売協力店の取り扱いについて伺います。

販売協力店で無料で配達するところから、去年と違って仕事が極端に減ったとの訴えがあります。販売協力店で無料で配達するところは地域の薬屋さんが多く、育成する意味で配慮が必要と私は考えます。行政としてどのように取り組んでいくのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

笠間市内には、現在約2,300カ所の集積所がございます。これらのごみの集積所は地元で設置し管理していただいておりますが、その設置状況は地区によって異なっております。屋根のあるものから周囲をコンクリートブロックで囲っただけのものまで、さまざまなものがございます。市街地では設置する場所の確保が難しいため、道路上に置くようになっているところもございます。これは笠間地区、岩間地区、友部地区とも市内中、そういうところがございます。

このようなことから、必ずしも管理上安全とはいえない箇所もあると思われます。住宅開発等によりまして、新しく新設する場所につきましては集積所を設けていただきまして安全性が図れるよう事業者と協議をしております。また、設置場所の変更などの申し出があった場合には、区長さんや班長さんと協議を行いまして改善が図れるように進めております。

猫、カラスによる被害については、ごみ集積ボックスの設置や防鳥ネット等が有効な手段と考えております。そういうことから、ごみ集積ボックスを新設、開設すれば市の方の補助がございまして、5万円を限度に、その費用の2分の1を補助する制度を設けております。このような制度を積極的に利用していただきまして、市民の皆さんとともに安全管理及び猫、カラス等の被害防止に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 2番石田議員のご質問にお答えを申し上げます。

介護用品の支給事業につきましては、平成12年、2000年度でございますが、介護保険制度の導入に伴いまして創設されております。目的は、高齢者とその家族に対しまして、介護に必要な介護用品を支給することによりまして、高齢者の体の衛生、清潔の保持、家族の経済的負担の軽減を図る目的で導入された制度でございます。

まず1点目の、前年度との違いでございますけれども、昨年度、18年度につきましては5品目21種類の介護用品につきまして入札を実施いたしまして、市外の4事業所の介護用品取り扱いにおいて、種類ごとにそれぞれ単価契約を行いましてやったということでございます。事業所によりましては、3カ月ごとに事業所から個人の自宅へ配達を実施してございましたけれども、使い勝手が悪い、あるいはデメリットがあるということから、ことし見直しを行いまして、月ごとの介護用品購入券を発行する方式に改めまして、市内全域の介護用品販売協力店、現在25店舗ございますけれども、その店から直接購入できるように改正をしたところでございます。

また、2点目の利用者の不利益ということでございますが、前年度につきましては、一つ目に介護用品の種類が単価的に定められていた、あるいは二つ目には、使いたい種類のもので購入できない、三つ目には、3カ月に一度、配達での大量の介護用品が配達されて置き場に困っている等々、いろいろなご意見がございました。

このようなご意見を踏まえまして、今年度から、必要なときに使用する介護用品を選んで購入いただけるということに改正をしたところでございます。先ほど議員ご指摘のように、改めましてもまだまだ使い勝手、またそれぞれのお店のPR不足等々ございましてご指摘をいただいておりますので、この点についてもいろいろとご指摘いただきながら、改善点については改めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に3点目の、配達及び販売協力店の取り扱いについてでございますけれども、今年度の事業実施に当たりましては、市内の介護用品販売事業所に対しまして説明会を実施してまいりました。販売に協力いただけるというお店につきましては、同意書をいただきまして実施しているところでございます。

そういうことで、先ほどありましたように、要介護3以上の認定を受けた世帯、全体では900近い世帯がありまして、そのうち300ぐらいの世帯でご利用いただいているということでございますけれども、高齢者世帯におきまして、購入のためになかなかお店に出向くことができないとか、あるいは買い物につきましてもなかなか利用するものが買えないということもございますので、それぞれいろいろの組み合わせを行いまして、買い物に行けない場合につきましては、第3者的な介護保険サービスとの組み合わせでとか、あるいは市内25店舗の協力店のうち無料で配達できるお店が10店舗ほどございますけれども、こういうお店とのリンク等あわせまして、協力店の協力をいただきながら、利用者にもその制度をもっともっとPRをして、協力店の状況あるいは利用しやすい方法に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

今後とも皆様方のご利用者のご意見を伺いながら、よりよいサービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 余りに簡単な答弁でびっくりをしましたが、初めに、けがをした事例をお話をさせていただきました。助成事業があって5万円がどうのこうのという話でございましたが、現実には、私もその現地に半年以上前に行ってまいりました。また半年たって見てまいりましたが、何の改善もしてございません。その辺はどういうふうに行政として考えているのか、ちょっともう一度伺いたしたいと思います。

また、カラスと猫の被害、これも助成がどうのこうのという話がございましたが、旧笠間市で大体、全戸というか希望のところは無料で配布したような事例が多分あると思うのですが、現実には本当に猫とかカラスとかいうものは、こちらがちゃんとしていけば次のところに行くというような状態なので、その辺の配慮も行政としては、ただ、5万円出すからそっちでお願いしますということではなくて、区長会議がどうのこうのという話とか、区長会に話していただいて、こういうのがありますからどうですかというような、逆にこっちから問い合わせるような、そういう姿勢が大事かなと思っておりますので、その辺もちょっと答弁できればお願ひしたいと思います。

介護用品の件ですが、やっぱり変わったということでございます。やっぱり業者が無料ですところが13社ですよね、無料で配達するところが13社ですか。要するに、ただ販売するところが10社ということだと思っておりますけれども。やはり使用者、要するに介護認定3以上の方なので、その家族の方、また先ほど申しましたが、老老介護ではないですけれ

ども老人が老人を見るような状態の人が、行けないからということで、今それに携わる方がお手伝いできないかという話でございました。それも理解はしますが、多分これからね、300件とか、僕もちょっと把握していなかったのですが、人数はこれからどんどんふえていくと思うのですよね。本当に無料で配達してくれるところと配達してくれないところ、しかしながら、配達しないところはお金を取って配達はしてくれませけれども。片や、ある意味で地元の薬屋さんとか、ちょっと値段が高いかもわからないけれども配達するところは僕は配慮していただきたいと思うのです。一応アピールをするということだったのですが、具体的にどういうアピールをするのか。

やっぱりそうやって、変な話ですが、去年10何件の仕事がありましたと、ところがことは1件もないのだということも実際、販売協力店の中にあるわけですよ。そういう部分はやっぱり自由競争だからといってぽんと放すのではなくて、その辺も配慮を。だから使用者の方も困っているし、販売する方もただ何の宣伝もなくやられているわけですから、その辺もちょっと具体的に、どういうアピールをするのか伺いたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 石田議員の2度目のご質問にお答えします。

先ほどのけがの件につきましては、友部地区の方であったと聞いております。これにつきましては、その班長さんの方に、こういう収集ボックスの補助があるからそれをつくっていただきませんかということで話はしてまいりましたけれども、まだつくっていない状況でございます。

それで、そういう補助制度につきましては、昨年の合併のときに笠間地区だけにそういう補助制度がありまして、今度市内全域にそういう補助制度ができるようなことになりまして、暮らしのガイドブックという、最初、合併時に各家庭に配布した中にそういう補助制度は載っておりますけれども、見ていない方もいると思いますので、また再度、週報か市報等で、そういう補助制度については周知してまいりたいと思います。

あと、先ほどの防鳥ネットの件でございますけれども、やはり、場所によりましては、集積所が確保できないところは防鳥ネットでやっているところもございます。本来ならばスチールの倉庫みたいなのがあれば、カラス、犬、猫の被害等はできないと思うのです。うまく補助制度を利用してそういうのも設置してもらえば一番理想かと思うのですが。あと、防鳥ネットにつきましては、市内の方は主に1件で1カ所ずつ出していますので相当な数になると思いますので、そこらについてはちょっと研究課題とさせていただきたいと思います。

これからまちづくり、協働というような言葉が相当出てまいりと思いますけれども、市民の方、ごみを出すところまでは市民の方をお願いしまして、行政の方はそれを集めて処理するということですので、そこら辺はお互いの、自分でまちづくりをやるのですから、両方で協議をしながら進めてまいりたいと思いますけれども、そういうものが、防鳥ネッ

トの話はわかりますけれども、ただ相当な市内全域、岩間地区、友部地区、笠間地区もちょっと調べてみましたけれども、大半が全部道路上に出してあるということですので、今後とも、できれば集積ボックス等でまとめてもらって、そのようなごみの処理ができるようにお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 2番石田議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

アピールの方法ということでございまして、利用者の方へのアピールと介護用品販売店へのアピール二つの方法がございまして、それぞれ対応してまいりたいと考えておりますが、利用者につきましては週報あるいは要介護3以上の方につきましてはそれぞれ、福祉関係の用具につきましては書類で個別に対応しておりますので、その中にアピールの方法を考えまして送付してまいりたいと考えております。

また、介護用品販売店へのアピールにつきましては、個別対応がいいのか、それとも全体での対応がいいのかということで考えまして、その趣旨をわかりやすく販売店の方に方法を実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 僕も初めに言いましたけれども、けがをしたところがあって、半年前に見て、また半年たって見て、その区に投げてそのまま、補助制度のこういうのがありますよと、でも現実にそうやって改修できないのでしょうか、そこは。できるのですか。そういう話し合いはしておりますか。

具体的に言うと、友部の地区で事故がありました。こういう人が骨折してしまったからちょっと場所を見てくれと、私は言いましたよね、お願いしましたよ。ところが半年たって、そのときに、担当した人が多分人事異動になってしまったと思うのですけれども、現実に半年たってまた見にいきました。その地域に投げて、補助制度がありますよと。それだけで、その危険箇所というのは放置されているわけですよ。そういうことをやっぱり行政として丁寧に、もう半年たっているわけですから、できないのだったらこういうふうにしめようとか、また、地域のそういう話し合いというのは行政はしないのですか。ただ、この補助制度がありますからお願いしますということだけなのですか。その辺の答弁をお願いして終わりたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） これは、区単位あとは班単位でいろいろあると思いますので。ただ、市の方で、ここに置けとかこれはだめですからこうと、そういうわけにはいかないと思います。やはり地元の方の事情もあると思いますので。ただ私の方では、危な

いところについては集積ボックスをきちんと設けてくださいということは言いますが、ここでだめだからこちらだと、そこまでは行政の方では言えないと思うのですが。ですから、今もそこは改修しております。そういうところは結構、大体皆さん住宅の前で嫌がるので端の方に置きますので、先ほど議員が言ったところはのり面だと思うのですが、そういうところが結構多いところもございます。ただ、あくまでもごみ集積はしますけれども、あとはやはり地元の考え方ですので、ここはだめだからここにしなさいとそこまでは言えないものですから、そこら辺は区の方の対応をお願いするところでございます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君の一般質問を終わります。

先ほどの西山議員の質問に市長から答弁を求められておりますので、発言を許可します。
市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 先ほどの西山議員の質問にお答えをいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃止届が出された場合は、県が受理をいたします。そして、その後またその施設を利用し新たに別法人が申請した場合は、廃棄物処理施設の設置等にかかわる事前審査要領に基づき審査をしまして、地域住民に事業の理解を得るよう、事業計画者に対して行政指導を行い、その後、意見を提出することになります。以上です。

議長（石崎勝三君） 以上で、一般質問を終わります。

選挙第9号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第3、選挙第9号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

この選挙は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、去る5月10日付で同補欠選挙の告示がなされ、選挙すべき人員を上回ったため選挙を行うものです。また、この選挙は広域連合規約第8条第3項の規定により行うこととなりますので、会議規則第32条第2項による当選人への告知は行わず、選挙の結果を広域連合へ報告することとなりますのでご了承願います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石崎勝三君） この選挙は投票により行いますが、候補者はお手元に配付いたしました候補者名簿のとおりです。この中から、これからお配りする投票用紙に候補者1名を記載し投票していただくこととなりますのでよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（石崎勝三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

議長（石崎勝三君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。他事の記載、白票は無効になります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順に投票を願います。

事務局に点呼を命じます。

〔議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1番	小	磯	節	子	議員	
2番	石	田	安	夫	議員	
3番	蛭	澤	幸	一	議員	
4番	野	口		圓	議員	
5番	藤	枝		浩	議員	
6番	鈴	木	裕	士	議員	
7番	鈴	木	貞	夫	議員	
8番	西	山		猛	議員	
9番	村	上	典	男	議員	
10番	石	松	俊	雄	議員	
11番	畑	岡		進	議員	
12番	海老澤			勝	議員	
13番	萩	原	瑞	子	議員	
14番	中	澤		猛	議員	
15番	上	野		登	議員	
16番	横	倉	き	ん	議員	
17番	町	田	征	久	議員	
18番	大	関	久	義	議員	
19番	市	村	博	之	議員	
20番	野	原	義	昭	議員	
21番	杉	山	一	秀	議員	
22番	柴	沼		広	議員	
23番	小	蘭	江	一	三	議員

24番 須藤勝雄 議員
25番 竹江浩 議員
26番 常井好美 議員
27番 海老澤勝男 議員
28番 石崎勝三 議員

議長（石崎勝三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

議長（石崎勝三君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小磯節子君、27番海老澤勝男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔小磯節子君、海老澤勝男君立ち会いの上開票〕

議長（石崎勝三君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 27票

無効投票 1票

有効投票中

山崎洋明君 25票

中庭次男君 2票

以上であります。

よって、この選挙結果を茨城県後期高齢者医療広域連合に報告いたします。

請願陳情について

議長（石崎勝三君） 日程第4、請願陳情を議題といたします。

今期定例会において産業経済委員会に付託された請願第19-1号 公共工事における賃金等確保（公契約法）の制定を求める請願書並びに同内容の陳情第19-4号 公共工事に

おける賃金等確保（公契約法）の制定を求める陳情書について、その審査の経過並びに結果について、委員長から報告願います。

産業経済委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 今期市議会定例会において産業経済委員会に付託になりました請願第19 - 1号 公共工事における賃金等確保（公契約法）の制定を求める請願書、陳情第19 - 4号 公共工事における賃金等確保（公契約法）の制定を求める陳情書の2件の請願陳情について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月12日午後1時30分から第3委員会室において開催し、委員全員の出席により審査を行いました。

審査については、これら二つの請願陳情は同じ内容であるので一括して審査をしました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、請願第19 - 1号 公共工事における賃金等確保（公契約法）の制定を求める請願書、陳情第19 - 4号 公共工事における賃金等確保（公契約法）の制定を求める陳情書のどちらも全会一致により採択すべきものと決定した次第であります。各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質議を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

請願第19 - 1号及び陳情第19 - 4号に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

請願第19 - 1号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員です。よって、請願第19 - 1号は採択とすることに決しました。

次に、陳情第19 - 4号について申し上げます。

ただいま同じ内容の請願が採択されましたので、陳情第19 - 4号は採択されたものとみなします。

- 議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について
- 議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(石崎勝三君) 日程第5、議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第1号)までの7件を一括議題といたします。

これより、各常任委員会の審査の経過並びに結果について、順に委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長(海老澤 勝君) 総務委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月11日午前10時から第1委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査は、議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の議案3件であり、各議案については、それぞれ執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長(石崎勝三君) 次に、文教厚生委員会委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 命によりまして、文教厚生委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において文教厚生委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、6月12日午前10時から第2委員会室において、委員全員のほか執行部より関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査は、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）、議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）の2議案について、それぞれ執行部より説明を受けました。各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果でございますが、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおりでございます。議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）並びに議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、全会一致によりまして原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。各議員におかれましては、よろしく審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして報告を終わります。

以上。

議長（石崎勝三君） 次に、産業経済委員会委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 命によりまして、産業経済委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において産業経済委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月12日午後1時30分から第3委員会室において開催し、委員全員出席、執行部より関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査は、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）については、執行部より説明を受け、各委員からの質疑があり執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げましてご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、土木建設委員会委員長常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） ご報告申し上げます。

今期市議会定例会において土木建設委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、6月11日午前10時から第4委員会室において開催し、委員全員出席し、執行部より関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査は、議案第69号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の4議案であり、執行部より説明を受け、各委員から質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議長あてに提出いたしました委員会審査報告書のとおり、議案第69号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。また、議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結については、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。各議員におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げてご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 以上で委員長報告を終わります。

なお、各委員会の審査報告書の写しをお手元に配付してございます。

審議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

なお、2時35分に再開をします。

午後2時25分休憩

午後2時36分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質議を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可します。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。 議案第72号に反対討論を行います。 議案第72号は、笠間市浄化センター等増設工事を国交省の外郭団体である日本下水道事業団に、設計から施工を一括して委託発注するとしております。協定案は、予定概算事業費を10億円とし、設計の変更当時より変動があった場合の上限が不明です。どのような設計変更を予定しているのか、どこまで増額されるかが不明であり、わかりません。また、具体的な工事施工は事業団に登録している業者に限定されます。事業団がそれら施工業者に発注するときに、一般競争入札か随意契約か定かではありません。今、全国知事会等では

1,000万円以上を一般競争入札としているときに、この協定案には一般競争入札の最低工事金額は示されておられません。このような大規模工事は設計監理と建築設備工事等を分割発注して、一般競争入札すべきです。

以上により、議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結についてに反対します。よろしく議員諸兄へのご賛同を賜りますようお願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（石崎勝三君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第75号 動産購入契約の締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）

議長（石崎勝三君） 日程第6、議案第75号 動産購入契約の締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第75号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜ります

ようお願いをいたします。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

〔消防長 吉井勝蔵君登壇〕

消防長（吉井勝蔵君） 命によりまして、議案第75号 動産購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、年数の経過により稼働力が低下した岩間消防署の消防ポンプ車を更新するための消防ポンプ車購入契約でございます。

契約の内容につきましては、議案書に記載してあるとおり、契約の目的が災害対応特殊消防ポンプ自動車1台購入、契約の方法が7社による指名競争入札、契約の金額が1,774万5,000円、契約の相手方が、栃木県鹿沼市のジーエムいちほら工業株式会社でございます。

なお、本契約につきましては、予定価格が2,068万5,000円で、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上の動産の買入れに当たるため議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

17番町田征久君。

17番（町田征久君） 17番町田でございます。

これは、この字のとおり災害対応特殊消防ポンプというような、大変に珍しい消防自動車、普通の消防自動車とは違うのですね、これは。何か附属品がついているのですか。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

消防長（吉井勝蔵君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この車両は、緊急消防援助隊の登録する車両でございます。したがって、普通のポンプ自動車CD に特殊艤装をするものでございます。特殊艤装と申しますのは、放射線防護用資機材や空気ボンベ、こういったものを取りそろえた特殊車両でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 例えば、具体的にお答え願いたいのですが、これはどういうときに災害、どういう災害のときに、すべての災害にというわけではないのですが、ひとつその辺、本来は紙に、こういう消防自動車ですよと書いてみんなに配れば、こういうものかと納得するのでしょうか、この言葉と字だけではなかなか理解ができないので、もう一度ご答弁願います。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

消防長（吉井勝蔵君） ただいまの再度の質問にお答えいたします。

これは、普通のCD といつて消防ポンプ自動車なのです。それで、岩間で先ほど申しましたように更新するものでございますが、緊急消防援助隊に登録しますと、基本額の2分の1が国庫補助が出るわけでございます。それらによって広域的な消防活動が、応援活動ができる車両でございます。

特殊車両と申しましても、いろいろ備品をつけまして、特殊な、先ほど申しました放射線に対応する設備、あるいは屋内進入にかかる空気ポンベが普通の倍以上の容量を持つポンベ、そういったものを取りそろえた車両でございます。普通の火災でございます。消火部隊です。普通の消防車でございます。

議長（石崎勝三君） 質議を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員です。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

議案第76号 工事請負契約の締結について（友部中学校改築校舎建設工事）

議長（石崎勝三君） 日程第7、議案第76号 工事請負契約の締結について（友部中学校改築校舎建設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第76号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、友部中学校改築校舎建設工事の請負契約について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育次長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、議案第76号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

契約の目的でございますけれども、友部中学校改築校舎建設工事でございます。平成19年6月13日に一般競争入札を実施いたしました結果、水戸市見川二丁目108番26号、勝村建設株式会社東関東支店、支店長天海博文が3億4,000万円で落札し、消費税込みで3億5,700万円で請負契約を締結するものでございます。

工事の概要といたしましては、友部中学校、西側旧3階建ての校舎でございますけれども、そちらの方に4階建ての校舎を建築するものでございます。また、それにあわせて周辺外構工事を行うというような内容でございます。

工期につきましては、議会の議決の翌日から平成20年3月19日まででございます。

以上で、議案第76号の説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） 契約金の一般競争入札ですけれども、何社ぐらい入ったのですか。

それと、何%ぐらいの入札率なのだか、ちょっとそこのところをお聞きしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 11番畑岡議員のご質問にお答え申し上げます。

入札業者が、応札業者が何社だったかということでございますが、これについては1社でございます。

落札率でございますが、97.7%でございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） 入札が終わったということで結構なのですが、いろいろな物事の中で1社しか入札がなかったから1社でおろすと、97%というのはこれは執行部としていかなものなのですか、これは。そういう点をちょっと、考えだけで結構ですから。競争入札という、競争というのがないのではないですか、これは、1社というのは。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 11番畑岡議員のご質問にお答え申し上げます。

この入札については、一般競争入札ということで実施をしてございます。この一般競争入札については1,100点以上のもので笠間市の建設工事業者の競争入札参加資格名簿に登

載されたものが該当するというので、該当社数は54社ございました。このうち、指名停止処分が9社ということで、実質的な応札可能は45社ございました。

先ほど説明の中で申し上げましたように、6月13日に一般競争入札を実施いたしました結果、応札社1社勝村建設のみでございました。

今回の1社、応札に対しての判断のご質問でございますけれども、一般競争入札につきましては、入札を実施するまで正確な参加といいますか応札社の数はわかりません。工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしていることから、入札意欲のあるものの入札参加機会は確保されております。したがって、参加者が1人であっても入札における競争性は確保されていると考えられるところから、入札を実施しても差し支えないということになってございます。

ただ、これについては法的に問題ないということではございますけれども、不自然な感があるというようなことで、今後、他市町村の調査、それから秋に予定しております電子入札、そういうことを踏まえながら、よい方法があれば検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） 法律に問題ないというのはわかります、条例に基づいて。そういうことではないのではないですか。法律に基づいて1社しかなければ入札をする、競争入札という基本的な、字のごとく読んでくださいよ。そうしたら執行部の方ではもう一度やるとか、期間がない場合は別ですよ。そういうところは検討して改めなければいけないのではないのですか。道義的なものですが、今後ともそういう指導のもとの中で改めますという話をしているわけですから、疑問に思うのが、だれもこれ普通の人でも思うのではないですか、これ。そういう点を私はちょっと要望として結構ですから、最後ですから、その点を強く要望しておきます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） この、1社でも可能かという部分につきましては、先ほど申し上げましたように、入札を実施するまでは何社応札をしてくるかわかりません。1社応札した場合、これを無効とするという根拠がございません。そういったことで今回、1社の応札社を落札者としたものでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 役目柄、質問させていただきます。

1,100点以上ということですから、一般競争入札とはいえ、今言ったように54社のうち9社が指名停止処分中ということですから45社ということですよ。45社で、ここの笠間市の入札条件でいきますと、近隣市町あわせましてその業者がどこにいるかは一目瞭然な

のですよ、業界は。

ということは、言わずと知れて話し合いができるのではないかという前提があるのです。それは、指名競争になって、その中でいわゆる談合らしきものがあるのと、その前にもう指名しているのと一緒に、一般競争入札とはいいながらも指名と一緒になのですよ、条件がついている以上は。ですから、それを公平公正性とは言えないと思うのです。

まして、1社などというばかげた話は、3億5,700万円の仕事を、公共工事を落札するに当たって、応札するに当たって1社などということはありません。でも実際あったということは、既に疑わしきがあったのではないかと、それを総務部長、さっき言ったのではないですか。問題はあるだろうと言ったのではないですか。でもこれは今後の課題にして、これはとりあえず法的には問題ないのだと、こういう言い方をしたのではないですか。疑わしきがあったならばそれを見直すのが今の役目ではないですか、立場ではないですか。それが今、世論がそういう時代になっているのですよ。よろしくお願いします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 繰り返しになりますけれども、一般競争入札に関しましては、1社が応札しても差し支えないということになってございます。ただ、指名競争入札の場合は、当初指名したものが指名を辞退した結果1人になった場合には、参加するものがないということで、他に入札参加意欲のあるものがある場合も想定されるということから、この入札については競争性が確保されているとはいいがたいので、当初入札に参加させることが適当であるため、指名競争基準に基づいて指名の上、入札を再度実施することになってございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 法律論議はともかくとして、3月定例に総務委員会に付託されました地元の業者の陳情、そういうものも含めて、今、公共事業の発注のあり方に問題があるだろうということで今まさに議論しているその最中なのです。その中で、こんなばかな結果が出るなどということはありません。

それを、今言っているのは一般競争入札と指名競争入札制度の違いのことを言っているのですよ。そうではなくて、今は一般競争入札なのですよ、これは。一般競争入札で公告をした、それに基づいて応札がなかった、だから正常な入札だったのだと、こういう言い方しているのですが、先ほど言っているように1,100点と限られるのです。まさに45社ということをしていましたよね、限られるのです。限られた中に問題があるのではないかと、つまり、条件をつけた中に一般競争入札という制度を取り入れているけれども、指名競争に値するような内容ではないのか、そこに総務部長が、たしかに問題あるかもしれないということで認めている以上は、こういう議決をするということはその否を、グレーの部分を確認することになるでしょうと言っているのです。その説明をしてください。

いや、間違いないのだ、問題ないのだということでぜひ議決を求めるということであればいいのですが、今後の課題まで残して議決しろという理屈はないだろうと言っているのです、それは。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 一般競争入札を公告して 1,100点の条件を付して、1,100点の条件を付したということは予定価格で約3億4,800万円の工事について、その能力ということで1,100点と設定させていただきました。

今の、無効にするという根拠がございません。そういった中では、今回、落札者と認めざるを得ないということでご提案申し上げております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 27番海老澤勝男君。

27番（海老澤勝男君） 今、質疑者の畑岡議員から要望すると言う言葉を聞きまして、とにかく議事進行して、議決関係に持って行って、議長ひとつはかってください。議事進行してください。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） いろいろ議論出尽くしておりますけれども、素朴な疑問をちょっと伺いたいのですが、総務部長に。

非常に経済がよくなったからといって、とても仕事があり余るほどあって応札社が少なかったというふうにはどうも考えにくいのですけれども、なぜ1社しか応札をしなかったのかという部分について、総務部長の見解をひとつ聞きたいのです。

私が想像するに、非常に高度な技術を要するために某社しか技術的な問題を解決できないということなのか、それとも金額が余りにも大き過ぎてほかの業者が手が出ないということなのかわかりませんが、なぜ1社しか応札をしなかったのかということについてちょっとお尋ねをしたいなと思います。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 村上議員のご質問にお答えを申し上げます。

なぜ1社しか応札しなかったのか見解をとということでございますけれども、これについては全くわかりません。

以上です。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 町田です。

ここへ提出する以前の問題です、これ。競争入札の事前には何十社あって最後には1社しか来なかったというのでしょうか、総務部長、1社しか。1社しか来なかった時点で何だろうという疑問を持つのが市の責任者ではないですか。疑問があってここに出してきたわけですか。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 提案者は私でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今回の友部中学校の建設工事につきましては、1,100点以上ということで条件をつけさせていただいて、54社ございましたので、競争性は十分確保されるという判断で実施をさせていただき、適正に行われたと判断をしております。

ただ、先ほど来質問がありました1社というのは、社会的常識から見てどうなのだという事については、当初から予想されたものではございませんが、たしかにそういう課題というのは残ったのかなというふうに思います。

今回の入札に関しては適正に行われたということでございますが、1社のみということについては課題として、その場合、他の市の場合どういう対応をしているのか、県の場合はどうなのか、その辺を課題として検討して、今後よりよい透明性のある入札をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

先ほど産業経済委員会委員長から委員会提出議案第3号が提出されました。これを日程に追加し、日程第8とし議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号を日程に追加し、日程第8として議題にすることに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時12分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第3号 公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書について

議長（石崎勝三君） 日程第8、委員会提出議案第3号 公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業経済委員会委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君）

委員会提出議案第3号

公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

平成19年6月15日

笠間市議会議長 石 崎 勝 三 様

産業経済委員会

委員長 上 野 登

提案理由であります。今日、デフレ経済のもと建設投資全体が落ち込み、建設現場で働く職人や労働者の労働条件・賃金が大きく切り下がり、生活危機がさらに深刻化しています。このような状況から、生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場に並べるものではなく、賃金を底支えする制度となる「公共工事における賃金等確保法」（公契約法）の制定を検討するよう、本案を提出するものであります。

なお、意見書につきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書

今日、デフレ経済のもと建設投資全体が落ち込み、建設現場で働く職人や労働者の労働条件・賃金が大きく切り下がり、生活危機がさらに深刻化している。

生活していくための賃金・労働条件が「市場任せ」に放置されるのではなく、とりわけ公共工事の現場において、現場で汗して働く建設労働者の最低限の生活をささえる賃金、労働条件が確保されることがどうしても必要と考える。また、これによって建設産業の健全な発展と公共工事を含む建設生産が適正に行われる条件となることが期待されている。

1949年ILO（国際労働機関）で「公契約における労働条項に関する条約」が決議されており、この趣旨を生かした公共工事におけるルールが必要である。

すでに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が全会一致で成立し、参議院で「地域の雇用と経済をささえる優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努め

ること」の附帯決議も採択されている。

よって、政府においては、生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場にならべるのではなく、賃金を底支えする制度となる「公共工事における賃金等確保法」（公契約法）の制定を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月15日

笠間市議会 議長 石崎 勝三

（意見書提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

以上、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質議を終わります。

本件は会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託がありませんので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立全員です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に会議に付された事件は、すべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成19年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長時間大変ご苦勞さまでございました。

午後3時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛